

## ポスター作成契約書

綾川町 選挙候補者 (以下「委託者」という。)と  
(以下「受託者」という。)は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター (選挙運動用ポスター)

2 数 量 \_\_\_\_\_枚

3 契約金額 ¥ \_\_\_\_\_円  
(単価 円 銭) (消費税を含む)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受託者は、「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、綾川町に対し請求するものとし、委託者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、綾川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、委託者は、受託者に対し不足額を支払うものとする。ただし、委託者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受託者は綾川町には請求できない。

8 この契約に定めるもののほか必要な事項は、委託者・受託者協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

発注者 綾川町 選挙候補者

住 所

氏 名

受注者 住 所

氏 名 又 は 名 称

代 表 者

(電話 \_\_\_\_\_ )